法定休暇(休業)一覧

法律に定めがあり、労働者が行使できる権利。会社は、従業員から請求があった場合、休暇(休業)を認めなければなりません。

名称	根拠法	内容	賃金支払 義務	休業中の 経済的支援
年次有給休暇	労働基準法39条	6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した従業員が取得できる。パートやアルバイトも、週の所定労働日数に応じて定められた有給休暇を取得できる。	あり	
公民権行使の 時間の保障	労働基準法7条	選挙権、公職の被選挙権、国民投票、住民投票、裁判員等の公民 権行使のための時間を勤務時間中に請求できる。	なし※	
母性健康管理 のための休暇	男女雇用機会均等 法12条	妊産婦である女性が、母子保健法に基づく保健指導または健康診査 を受けるために取得できる。	なし [※]	
産前休業	労働基準法 65条1項	産前6週(多胎妊娠の場合は14週)以内に出産する予定の女性 が取得できる。会社は、請求がなければ休暇を与えなくてもよい。	なし [※]	【健康保険】 ・出産育児一時金(出産時に50万円または
産後休業	労働基準法 65条2項	産後8週までの女性が取得できる。会社は、請求の有無にかかわらず、 産後8週を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6 週を経過した女性が請求した場合に、医師が支障がないと認めた業 務に就かせることはできる。	なし*	48.8万円) ・出産手当金(休業期間中、賃金の3分の2 相当) 【健康保険、厚生年金保険】 ・休業期間中の社会保険料免除
育児時間	労働基準法67条	1歳未満の子を育てる女性が、通常の休憩時間のほかに、 1日2回各々少なくとも30分取得できる。	なし*	-
生理休暇	労働基準法68条	生理日の就業が著しく困難な女性が取得できる。	なし [※]	-
育児休業	育児·介護休業法 5条~9条	原則として1歳までの子を養育している従業員(男女とも)が取得できる。一定の要件を満たせば、2歳まで取得可能。	なし*	【雇用保険】 ・育児休業給付金(賃金の67%、休業開始
産後パパ育休	育児・介護休業法 9条の2〜9条の5	子の出生後8週間以内に4週間まで、男性従業員が、育児休業と は別に取得できる。	なし*	から6か月経過後は50%) ・出生後休業支援給付金(賃金の13%。夫婦ともに育休を取得する場合。要件あり) 【健康保険、厚生年金年金】 ・休業期間中の社会保険料免除
子の看護等 休暇	育児・介護休業法 16条の2〜16条の4	小学校3年生修了前の子を養育する従業員が、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、病気・けがをした子の看護、予防接種や健康診断を受けさせるため、子の行事参加等のために取得できる。	なし*	-
介護休業	育児·介護休業法 11条~15条	要介護状態にある対象家族を介護する従業員が、対象家族1人に つき通算93日まで取得できる(3回まで分割取得可能)。	なし [※]	【雇用保険】 ・介護休業給付金(賃金の67%)
介護休暇	育児・介護休業法 16条の5〜16条の7	要介護状態にある対象家族の介護等を行う従業員が、1年に5日 (対象家族が2人以上の場合は10日)まで取得できる。	なし*	_

※ 労使の話し合いによる。